

排水処理場から浄水場中央管理室への伝送項目

1 受渡信号

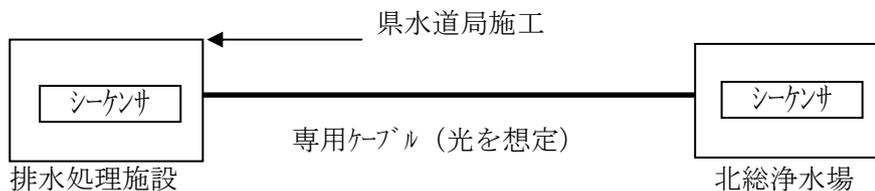
項 目	アナログ値	制 御	摘 要
(1) 県水道局が計測して事業者を受け渡す信号			
①取水量	○		
②原水濁度	○		
③活性炭注入率	○		
④PAC 注入率	○		
⑤停電発生	○		
⑥排泥枡ポンプ運転	○		1～4号
⑦排泥枡ポンプ故障	○		1～4号
⑧その他必要なもの			
(2) 事業者が計測して県水道局を受け渡す信号			
①調整槽水位	○		
②上澄水返送流量	○		
③上澄水返送濁度	○		
④停電発生	○		
⑤事業所内異常発生	○		
⑥汚泥受け入れ可		○	
⑦各種インターロック接点		○	
⑧その他必要なもの			

- ・ 相互の連絡用として内線電話 1 台を排水処理施設に設置する。
- ・ 上記項目を計測し、双方で受渡しする。
- ・ 制御は送泥ポンプインターロックもしくは送泥停止警報とする。

2 伝送方法

- ・ 伝送方式については、FL-Net による伝送方式とする。
- ・ 通信プロトコル準拠仕様
(JEM1479FA コントロールネットワーク [FL-net (OPCN-2) ープロトコル仕様])

3 施工分界点



- ・ ケーブルの施工は、排水処理施設シーケンサへの接続まで県水道局の施工範囲とする。
- ・ 事業者は、FL-Net 通信プロトコルに対応した接続端子を用意し、上記伝送項目の受渡しを可能とする。また、ケーブル通線ルートを用意するとともに、ハンドホールを設置すること。(PFI 事業用地内を含む)

4 維持管理分界点

事業者が設置したハンドホールとする。

注) 伝送項目については、計装工事の延期等により現時点で最終決定に至っておりません。